

滋 障 福 第 2 1 1 0 号
令和 3 年 (2021年)11月 2 日

指定障害福祉サービス等事業所 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

障害者虐待防止および身体拘束等の適正化の推進について

平素は、本県の障害福祉行政の円滑な推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、先般の報酬改定等において、運営基準に障害者虐待防止および身体拘束等の適正化の推進のために施設・事業所が取り組むべき事項が盛り込まれたところです。

令和 4 年 4 月以降、現在、努力義務とされている項目が義務化されることを踏まえ、改めて、その内容を別添のとおり、お知らせいたしますので、遺漏のないよう御確認をお願いいたします。

なお、厚生労働省において、小規模な事業所での望ましい取組方法等について、調査研究が行われ、その具体的手法が示される予定であるため、情報提供があり次第、追ってお知らせいたします。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係
[TEL:077-528-3544](tel:077-528-3544)
e-mail:ec0002@pref.shiga.lg.jp